

第 2 回市民参画・協働推進委員会について

1. 委員会の位置づけと役割

(1) 位置づけ

委員会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び花巻市まちづくり基本条例第 15 条に基づいて設置された市の附属機関である。

(2) 役割

花巻市市民参画・協働推進委員会規則

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるものとする。

- (1) 市政への参画方法の研究や改善に関する事項
- (2) 市民参画と協働の推進に関する事項
- (3) 市民参画の評価に関する事項
- (4) 条例の見直しに関する事項

本文の「執行機関」は市長、教育委員会などをさす。

第 4 号の「条例」は花巻市まちづくり基本条例をさす。

2. 第 1 回委員会での主なご意見

- 昔ながらの地域の「結いの心」を大切にし、若い世代の参画を進めたい。
- 合併に伴い、各地域それぞれのまちづくりの課題や不安が山積している。
- 地域を支える若い人が減り、災害時など不安。地域の相互扶助などを見直す必要。
- まちづくりは将来の子どもたちのため。条例がどのくらい市民に理解されているか。
- 助け合い、譲り合う心が減少。地域の一人ひとりの参画の気持ちが大切。
- 参画の手法は組み合わせが必要。市政やコミュニティ会議への女性の参画を。
- 人と人の関わりを見直す。そのためにはグローバル、生物多様性の視点が大事。
- まちづくりはひとづくり。小中高校生など若い世代の発想を取り入れる工夫を。
- 地域では様々な会の方々が日々参画に努力。その一つ一つの活動の中で答えを出す。
- 行政に関心の薄い人でも分かりやすいよう、様々な事業の平明、詳細な説明を。
- 参画のしくみづくりが委員会の役割であり、このためには十分な審議時間が必要。
- 市の諮問事項を出し、この委員会で何を検討するのか明確にすべき。



委員会設置の趣旨に沿い、次回は市民参画の具体的なしくみづくりに関して諮問を行うこととする。

3. 第2回委員会における市長からの諮問事項（予定）

1. 市政への参画方法の研究、改善について

（1）参画の適用対象

- まちづくり条例第12条で市民参画の対象にしようとする「まちづくりに関する重要な計画の策定…」の範囲はどうあるべきか。

（2）参画のしくみ

- まちづくり条例第13条第1項各号に定める参画方法（意向調査、パブリックコメントなど）は、具体的にどう運用するべきか。
- 同条第2項「事前公表」の運用はどうあるべきか。

2. 市民参画の評価について

（1）事前評価

- 具体的に「○○基本計画」などの策定にあたり、市民参画の方法、その組み合わせ、時期等が適切かどうか、いわゆる「事前評価」をどのように行うか。

（2）事後評価

- 計画の策定後、市民参画の実績、市政への反映状況等が適切であったか、いわゆる「事後評価」をどのように行うか。

4. 今後の委員会のあり方

（1）今回の諮問に対する審議の方法、スケジュール等について

- ・審議の進め方
- ・答申時期
- ・開催頻度
- ・必要な資料、情報 など

（2）委員会の運営について

- ・審議のルール
- ・議事内容の公表
- ・委員会の情報公開 など

（3）委員会の今後の方向について

想定される諮問事項として、次の項目が考えられる。

市民参画条例の制定について

今回審議いただく「参画の方法」「評価」の内容がある程度具体的になった段階で、その中から「どの内容（範囲）を」「いつ」「どのような手法で」条例化すべきか。

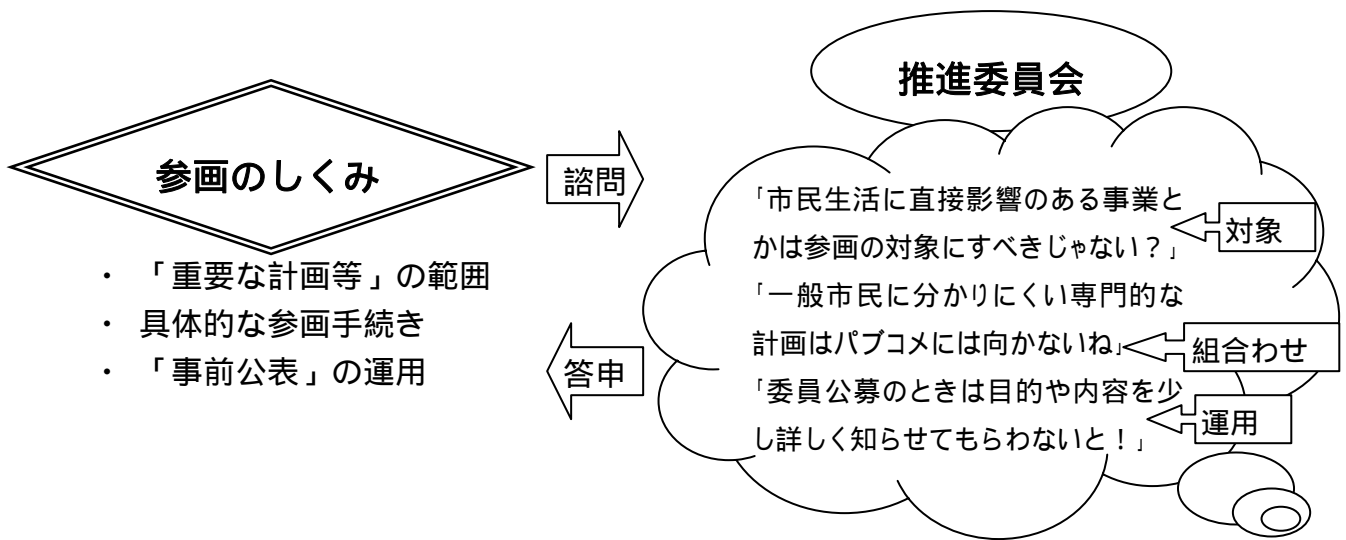
市民参画の評価について（毎年度分）

今回評価方法を具体化していただいた上で、可能な時期から、当該年度の市民参画の評価を諮問、審議する。

協働の推進について

条例第14条第1項「協働を推進するため必要な措置」の内容、運用等

< 今回の諮問（しくみづくり）の具体イメージ > （あくまで「例」として）



< しくみが出来た後の具体イメージ > （「花巻市公共交通実施計画の策定」を例に）

